	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
48.2—50.2 J32　J198 J200	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	

を

47.2—47.5 J198　J199	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛星基幹放送局のフィーダリンク用）	
47.5—47.9 J198	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛星基幹放送局のフィーダリンク用）	
47.9—48.2 J198　J199	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛星基幹放送局のフィーダリンク用）	
48.2—50.2 J32　J198 J200	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛星基幹放送局のフィーダリンク用）	

に

74—76 J208	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送　J13A 放送衛星　J13A	放送用	
	宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	

を

74—76 J208	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送　J13A 放送衛星　J13A	放送用	
	宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	

に

改める。

第２の国内周波数分配の脚注J13の次に次のように加える。

J13A

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第２項第５号イに規定する周波数とする。

J13B

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第２項第５号ロに規定する周波数とする。

第２の国内周波数分配の脚注J46の次に次のように加える。

J46A

この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第６条第２項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用による移動業務に使用することができる。

第２の国内周波数分配の脚注J74Bの次に次のように加える。

J74C

この周波数帯は、電気通信業務用を法第６条第１項に規定する主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項に規定する従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第２項第５号ロに規定する周波数とする。

第２の国内周波数分配の脚注J108を次のように改める。

J108

（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注J109を次のように改める。

J109

（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注中J109Aからを削る。